車両及び運搬具	
運送事業用の車両及び運搬具	
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
小型車（貨物自動車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	
その他のもの	三年
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五年
その他のもの	四年
乗合自動車	五年
自転車及びリヤカー	二年
被けん引車その他のもの	四年
前掲のもの以外のもの	
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	
その他のもの	四年
貨物自動車	
ダンプ式のもの	四年
その他のもの	五年
報道通信用のもの	五年
その他のもの	六年
二輪又は三輪自動車	三年
自転車	二年
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
金属製のもの	七年
その他のもの	四年
フォークリフトトロッコ	四年
金属製のもの	五年
その他のもの	三年
その他のもの	二〇年
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
事務机、事務椅子及びキャビネット	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
応接セット	
接客業用のもの	五年
その他のもの	八年

ベット	八年
児童用机及びいす	五年
陳列だな及び陳列ケース	
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六年
その他のもの	八年
その他の家具	
接客業用のもの	五年
その他のもの	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五年
冷房用又は暖房用機器	六年
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六年
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四年
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三年
じゅうたんその他の床用敷物	
小売業用、接客業用、放送用又はレコード吹込用のもの	三年
その他のもの	六年
室内装飾品	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
食事又はちゅう房用品	
陶磁器製又はガラス製のもの	二年
その他のもの	五年
その他のもの	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
事務機器及び通信機器	
謄写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書業用のもの	三年
その他のもの	五年
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四年
その他のもの	五年